

国立大学法人群馬大学株式等管理要領

令和3年2月3日制定

(目 的)

第1 国立大学法人群馬大学固定資産管理規程第28条に基づき、国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。)における株式及び新株予約権(以下「株式等」という。)の管理については、国立大学法人の株式等に関し適用又は準用される法令等によるほか、この要領の定めるところによる。

(株式等の保有)

第2 本学は、次の各号に該当する場合には、株式等を保有できる。

- (1) 寄附者の意向により株式の配当を寄附目的達成のための原資とするため、大学が一定の期間において当該株式を継続して保有することが寄附の条件として付されている場合
- (2) 「収益を伴う事業」の対価として取得した大学発ベンチャー企業の株式が換金可能な状態になった時点で、当該株式の価額が当該「収益を伴う事業」の対価に見合わない判断される場合
- (3) 取得した大学発ベンチャー企業の株式が上場された際、一斉かつ大量に売却することで当該株式の急激な価値の下落を招くおそれがある場合
- (4) その他、売却することが不相当であると判断した場合

(株式等の売却)

第3 株式等の売却の決定は、役員会の議を経て学長が決定するものとする。

2 株式等を取得した場合、第2に該当しない限り、換金可能な状態になり次第速やかに売却するものとする。

(売却方法)

第4 株式等の売却方法は、原則として有価証券処分信託により行うものとする。

2 株式等発行会社の吸収合併等の理由により前項によりがたい場合は、他の方法によることができる。

(新株予約権の行使等)

第5 株式公開によって公正な価格により株式等の売却が可能となったときは、速やかに新株予約権を行使し、株式を取得するものとする。

2 本学が管理する新株予約権の行使前に、新株予約権発行会社の吸収合併等により第三者から当該新株予約権の買取りの申出があったときは、当該新株予約権の売却を決定することができる。ただし、当該新株予約権に譲渡制限が付されている場合であって、当該譲渡の承認を得ていないときは、この限りでない。

3 本学が管理する新株予約権について、行使期間満了までに株式公開等が見込めない場合は、可能な限り現金を回収するという観点で、新株予約権の売却、行使又は放棄を行うものとする。

4 前2項の規定により新株予約権の売却、行使又は放棄を行う場合は、第3の第1項の規定に準じて決定するものとする。

(共益権の行使)

第6 株式等の発行会社に対する経営参加権等の共益権は、原則として行使しないものとする。ただし、当該権利を行使しないことにより、当該株式を発行する企業の経営に著しい影響を与えるおそれが生じたときは、役員会の議を経て、当該権利を行使することができる。

(ベンチャー企業支援を目的とした取得)

第7 本学が大学発ベンチャー企業支援を目的として株式等を取得する場合の取扱いについては、別に定める。

(インサイダー取引の防止)

第8 株式等を売却する場合は、インサイダー取引(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第166条に規定する会社関係者の禁止行為をいう。)に係る規制その他の関係法令に基づく規制を遵守するものとする。

(雑 則)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年2月3日から施行する。